

「令和の日本型学校教育」を
推進する
地方教育行政の充実に向けた
手引き

[Vol. 1.0]

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課



文部科学省

はじめに

近年の教育を取り巻く状況の変化の中で顕著なものとしては、不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒の増加、また、いじめや児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応など、子供が直面する課題の多様化・複雑化が挙げられます。また、少子高齢化や過疎化に伴い、学校数や児童生徒数が減少する中で、職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割^{*1}、指導主事未配置の教育委員会は2割以上に及ぶ^{*2}など、小規模自治体における教育行政の体制は厳しい状況にあります。

一方、地方教育行政において中核的な役割を果たしている教育委員会については、平成26年に、全ての自治体への「総合教育会議」の設置、首長による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」という。）の策定の義務化といった首長と教育委員会との関係の見直し、教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」の設置など執行機関としての教育委員会の責任の所在の明確化といった内容を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」（以下「地教行法」という。）の一部改正が行われました。改正地教行法が施行されしばらくの期間が経過し、上に挙げた新たな教育課題に現在の教育委員会が十分に対応できているか、国によって成果と課題を整理し、今後の地方教育行政の方向性を示すことが求められていました。

こうした状況下で、令和4年に文部科学省において、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議」が設置され、令和5年7月に報告書^{*3}がとりまとめられました。

報告書の中では、教育委員会を中核とする、地方教育行政の在り方に係る基本的な考え方として、

- ・各学校を所管する管理運営機関として、指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、各学校の積極的な取組を促していくことが必要であること
- ・教育委員会の機能強化・活性化を通じ、平成26年の法改正で権限と責

- 任の拡大が図られた教育長がリーダーシップを十分に発揮すること、また、教育委員会が合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと
 - ・教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと
 - ・小規模自治体においては、広域連携やデジタル技術を活用して近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること、また、都道府県教育委員会は、広域自治体として、困難を抱える市町村教育委員会への支援を積極的に行うこと
- などが示されました。

その上でこれらの考え方を実現するために、①教育委員会の機能強化・活性化、②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方、③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割、④小規模自治体への対応・広域行政、という4つの観点から、必要な方策がそれぞれ全国を取組事例とともに報告書の中で示されています。

報告書においても、近年の新たな教育課題や少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化等に教育委員会が効果的に対応するための方策が全国を取組事例とともに掲載されています。一方で、各教育委員会の皆様がこうした取組を自らの教育委員会で実装していくためには、参考となる全国の好事例のより詳細な情報、特にその特徴や運用上の工夫、効果についての情報を報告書よりも一層具体的に示す必要があると考えます。

こうした認識の下、この度、報告書で紹介した取組事例を含む、全国の好事例について、その特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するため、文部科学省において、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き」を作成しました。

本手引き（Vol.1.0）では、速やかに事例をお示しすべく、まずは先行して、上記4つの観点のうち、②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方に関連して両者の連携強化についての取組を4事例、④小規模自

治体への対応・広域行政に関連して小規模自治体間連携についての取組を2事例を掲載することとしました。

今後の手引きの随時の改訂において、①教育委員会の機能強化・活性化、③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割に関連する取組事例も含め、取組事例を追加する形で更新を図っていきます。

全国の教育委員会や首長部局等の関係者の皆様におかれましては、取組を進めるに当たって本手引きを御活用いただければと考えています。

御協力いただいた教育委員会等の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼を申し上げますとともに、本手引きが全国各地の教育委員会や首長部局等において、子供たちにとって最良の取組を進めるための一助になることを願っています。

(※1) 「令和3年度教育行政調査」より

(※2) 「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」より

(※3) 「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けて」（令和5年7月19日「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/mext_01516.html

令和6年6月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育委員会と首長との 連携強化について	6
▶ 教育委員会と首長との連携強化が求められる背景・現状	7
▶ 事例から見えてくる教育委員会と 首長との連携強化に取り組む上でのポイント	8
01 子供関連部局の教育委員会への一元化(大阪府箕面市)	10
02 学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した 不登校児童・ヤングケアラー等への対応(東京都練馬区)	15
03 教育委員会と首長の連携体制構築 ～いじめ重大事態対応と総合教育会議の活性化を通じて～ (埼玉県戸田市)	21
04 プロジェクトチームを通じた 特別支援的アプローチによる不登校対策(岩手県大槌町)	26
小規模自治体間連携について	31
▶ 小規模自治体間連携が求められる背景・現状	32
▶ 事例から見えてくる 小規模自治体間連携に取り組む上でのポイント	33
05 静岡県賀茂地域1市5町における広域連携 (静岡県・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)	34
06 長野県1市2村による教育事務の共同処理 ～学校事務職員を中心に据えた学校における働き方改革～ (長野県塩尻市・山形村・朝日村)	40

The background is a solid yellow color. On the left side, there is a large, abstract geometric shape composed of several overlapping planes. The top-left corner is white, transitioning into a lighter yellow, then a medium yellow, and finally a darker yellow towards the bottom-left. This creates a 3D effect of a corner or a folded piece of paper.

教育委員会と首長との 連携強化について

教育委員会と首長との連携強化が求められる 背景・現状

教育委員会は、政治的中立性や教育の継続性・安定性の確保等の観点から、首長から独立した行政委員会として設置されているものですが、「はじめに」で述べたように、近年の教育課題が多様化・複雑化している中であって、教育委員会だけではこれらの課題に十分に対応できない場合が出てきています。

特に近年の教育課題、いじめや不登校への対応、虐待、ヤングケアラーへの支援、特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒への支援、放課後の子供の居場所の確保等への対応に当たっては、教育委員会が児童福祉担当部局や子育て担当部局といった首長部局と連携・協働して対応に当たる必要性があります。

また、学校等の施設整備や ICT 環境の整備、教材や学校図書の充実等の教育環境の整備を行うに当たっては、予算の調製に係る権限を有する首長と問題意識を共有しておくことが不可欠となります。

教育委員会と首長との連携強化を図るための仕組みとしては、平成26年の法改正により、①大綱を策定することの義務付け（地教行法第1条の3）、②首長への総合教育会議の設置の義務付け（地教行法第1条の4）がなされたところです。

一方で、文部科学省の調査^{※1}の結果によると、令和4年度間を通じて総合教育会議の開催がなかった自治体は、都道府県・指定都市で4.5%、市町村等で12.6%となっており、開催している自治体においても、開催回数は、都道府県・指定都市、市町村等とも1回が最も多くなっており、総合教育会議をさらに活用させることが課題となっています。

また、総合教育会議を単なる教育委員会と首長が情報共有を行うだけの場として活用するのではなく、定例会以外にも、課題が生じた際に柔軟に開催を検討することや、有識者等の参画、首長の学校視察等を行うことにより、会議における議論の活性化を図ることが重要です。

あわせて、総合教育会議を通じた執行機関同士の連携等と並行して、実務を担う教育委員会事務局と首長部局との間の連携を促進することも大変重要です。例えば、事務委任や補助執行を活用した組織改編による児童福祉・子育て関係業務の教育委員会における融会的実施、教育委員会への特定の分野の専門家の配置、教育委員会と首長部局の人事交流・職員の併任発令といった取組が考えられます。

（※1）「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」より

事例から見えてくる教育委員会と首長との連携強化に取り組む上でのポイント

▶ 教育委員会と首長との連携強化の目的・趣旨や効果について

これまでに述べたように、多様化・複雑化する教育課題への対応に当たって、教育委員会と、首長部局、具体的には児童福祉担当部局や子育て担当部局との連携・協働の重要性が高まってきています。

連携・協働の重要性といった抽象的な認識のレベルに止まることなく、具体的な取組を進め、ノウハウを蓄積する中で、その意義や効果、課題等を教育委員会をはじめとする関係部局の職員の間で広く共有できているかどうかが取組の成否を左右する鍵であることが各事例から読み取れます。

この点、大阪府箕面市や東京都練馬区では、事務委任や補助執行を活用し、組織改編により、児童福祉や子育て関係業務を教育委員会において、学校教育関係業務と一体的に実施する取組を進めており、幼児期から高校卒業までを見据えた切れ目のない総合的支援という観点に加え、子供の資質・能力を育む「学び」という視座から教育・福祉の連携を捉え、融合的に行政を進めていく在り方として注目されています。

教育委員会と児童福祉担当部局や子育て担当部局の組織再編を含めた具体的な連携・協働により、幼児期から高校卒業までの期間にわたる部局の切れ目のない、総合的な支援を実施できるという認識が各事例に共通する背景となっています。

その上で、様々な部局を通じて把握された子供の情報を部局間で共有することにより、対象の子供への多面的な理解が進み、次の施策に生かすことができるという認識が共有されています。

例えば、東京都練馬区の事例では、児童福祉担当部局に属する放課後児童クラブ、児童館等の施設を利用する不登校児童生徒やヤングケアラーの情報を施設の職員が把握し、学校関係者に共有されることで、有効な対策が可能となっているとの認識が関係職員の間で共有されています。様々な対応を進める上で前提となる子供に関する情報把握能力（インプット面）が強化された事例です。

大阪府箕面市の事例では、主に、具体の支援充実（アウトプット面）の利点が深く認識されています。具体的には、経済的に困難な家庭で育つ子供へ従来の福祉的支援だけでなく、教育的支援を併せて実施することができるようになったことにより、その都度の支援のみではなく、子供が貧困等所与の環境を克服していく資質・能力を育む中長期的な視点に立った支援が可能となっていると認識されています。

▶ **教育委員会と首長との連携をより組織的かつ恒常的なものとする工夫について**

教育委員会と首長との連携は、例えば教育長と市長がトップ同士で日常的に緊密に情報をやり取りし、ともに取り組むべき教育課題についての認識を共有していたり、実務を担う教育委員会事務局職員と児童福祉担当部局や子育て担当部局職員が仕事上緊密に連携したりしている場合であっても、そのような連携が属人的なものであったり、一時的なものでは、持続可能なものとはなりません。

各事例からは、連携を組織的かつ恒常的なものとする工夫によって、元々特定のきっかけで始まった連携の取組を持続的なものにしようと工夫していることが読み取れます。

例えば、埼玉県戸田市の事例では、教育委員会と首長部局や警察署、児童相談所といった関係機関の連携が必要ないじめ等の緊急事態を想定した対応マニュアルの策定等により、連携のプロセスを明文化する取組を行っているほか、それが緊急時に実践できるよう、いじめ重大事態対応訓練を行っています。さらに、いじめ問題対策連絡協議会を定期的開催し、関係者間の認識の共有を図る工夫を行っています。

また、岩手県大槌町の事例では、教育委員会と関係部局の実務担当者を構成メンバーとするプロジェクトチームを設置しているほか、同プロジェクトチームの進捗状況の確認や評価・検証を総合教育会議で実施することで、町長や教育長を含め自治体幹部全員に連携内容を共有するだけでなく、プロジェクトチームのメンバーが異動等で入れ替わってたとしても組織としての知見を蓄積できるようにしています。

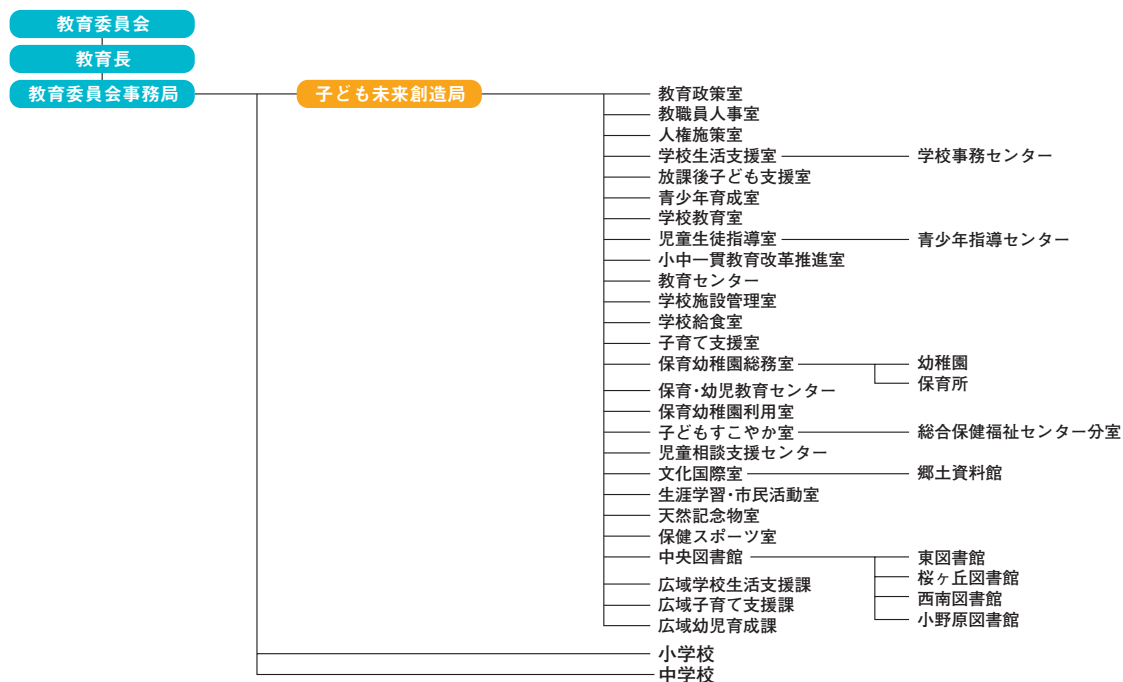
子供関連部局の教育委員会への一元化 (大阪府箕面市)

平成17年度から順次、子供関連施策について、事務委任・補助執行を用いて、教育委員会に担当部局を移管しており、現在は全ての子供関連部局が教育委員会に一元化されています。それにより、教育行政と子育て・児童福祉行政が子供をキーとして融合し、0～18歳までの子供について切れ目なく支援を行う施策を推進しています。

■ 箕面市の基礎データ(令和6年1月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)	小中一貫校数 (校)	小中一貫校	
							児童数 (人)	生徒数 (人)
箕面市	139,323	12	6,829	6	3,242	2	1,937	751

■ 箕面市行政組織図(令和6年1月1日現在)



1 取組の背景

▶ 子供関連部局の一元化構想

当時の市長・教育長等の中で、箕面市の子供について一元的に把握している部局が存在しなかったことに課題意識を持ち、概ね0～18歳までの子供関

連施策を総合的に展開していくことを狙って、平成17年度から順次、子供関連施策の担当部局を一元化しました。

貧困家庭で育つ子供たちに対して、乳幼児期から

小中学校、高校卒業に至るまで切れ目なく、福祉的な支援だけでなく、充実した教育的支援を行うことで、「貧困の連鎖を根絶すること」を目指しました。子供たちが、貧困のハンディを打ち破って豊かな人生を切り拓くためには、福祉的支援のみではなく、学校教育等により中長期的な視点に立って資質・能

力を育むことで、高いレベルの自信と能力、気概を身につけて生きる力を育成することが重要であり、子供関連部局を教育委員会に一元化することで、教育と福祉が融合して充実した支援を行うことを図りました。

2 取組の概要

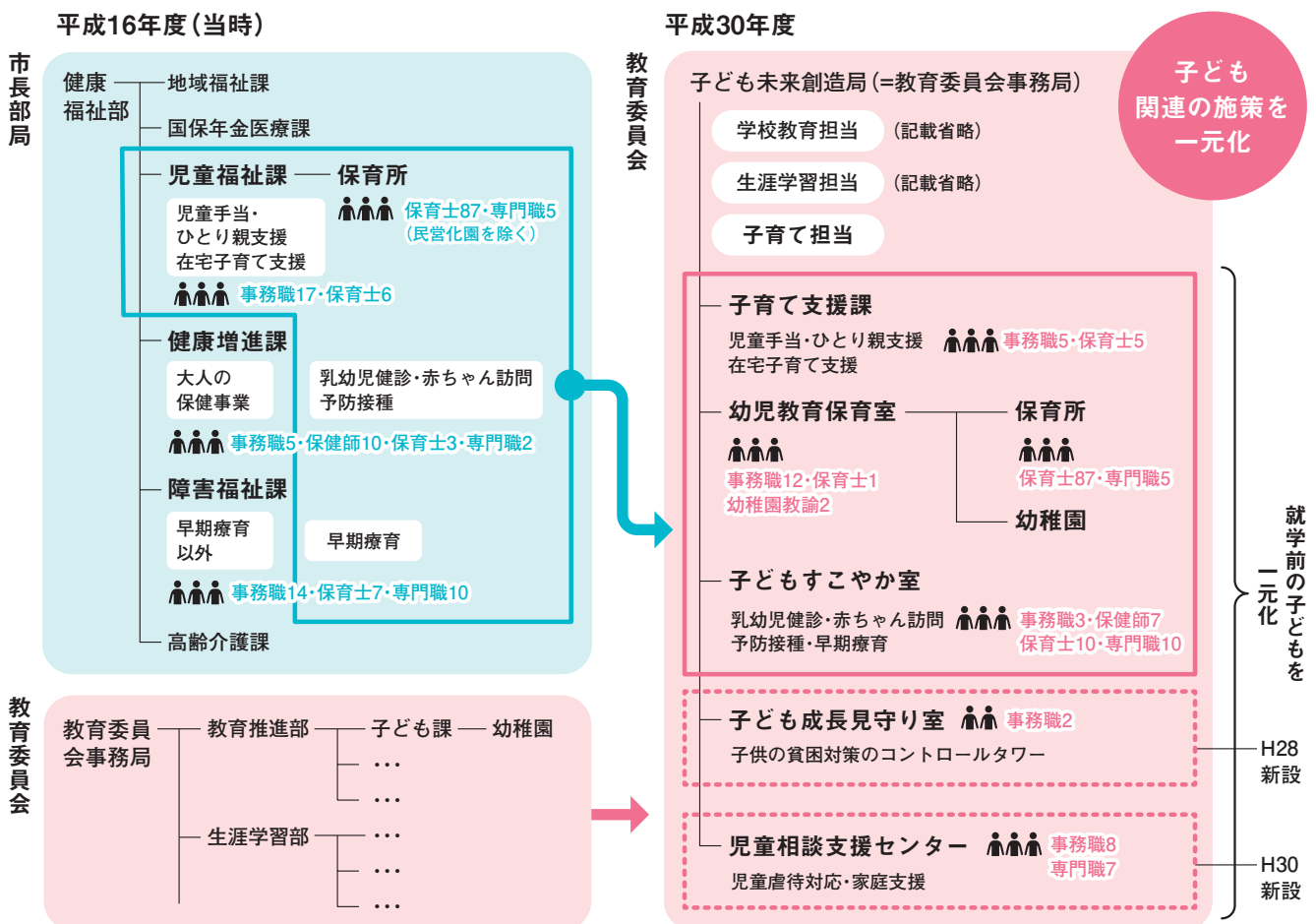
▶ 段階的な組織改編

平成17年度、平成28年度、平成30年度の三度にわたり、組織を改編しました。

- ・平成17年4月：保育所、子育て支援センター、児童手当業務を移管
- ・平成28年4月：「子どもすこやか室」を設置、母

子保健事業を移管（「子どもすこやか室」では、乳幼児健診・赤ちゃん訪問・予防接種・早期療育を所管）

- ・平成30年4月：「児童相談支援センター」の創設（「児童相談支援センター」は、児童虐待対応に特化した組織）



3 取組の効果

▶ 「子ども成長見守りシステム」の構築

子供や子供の家庭に関する情報・データを一元的

に蓄積するデータベースを構築しました。従来、教育関係のデータ（義務教育9年間分の学力・体力調

査結果等)と、福祉関係のデータ(家庭の生活保護受給状況・ひとり親世帯か否か等)が各部署に分散していたところ、子供施策の担当部局が教育委員会に移管されたことで、それらの情報を、子供個人に結びつけ、一元化されたデータベースを構築しました。

この「子ども成長見守りシステム」の構築により、貧困家庭に育つ、支援が必要な子供の学習状況を把

握し、学校においてよりきめ細かな学習指導を行うことに繋がっているほか、学校だけでは気づきにくい子供の変化をデータによって捉え、その要因を家庭状況含めて多角的に分析したうえで、学校に情報共有がなされることで、教員等がそれぞれの児童生徒に対して適切な注意を払って学習支援を行うことに繋がっています。

4 Interview



箕面市教育委員会教育長

藤迫 稔

- ・平成29年4月より現職。
- ・箕面市役所職員出身で、過去に教育委員会事務局子ども部副部長、同部長を歴任。
- ・平成25年からおよそ3年間にわたって、小学校長としても勤務。

▶ 子供関連部局を一元化したのはどういう経緯でしたか？

当時の教育長は福祉関連部局の経験が長い職員で、教育長就任前には健康福祉部次長も務めていました。社会的にも幼保連携がキーワードとなるなか、教育と福祉の融合について知見を蓄積しており、それが、子供関連部局の一元化に繋がりました。また、市長も「貧困の連鎖の根絶」に向けて、貧困に苦しむ子供たちに対して福祉的な支援のみではなく教育的支援も行うことを重視した教育と福祉の融合に強い思いを持っており、この2人の強力なリーダーシップがあって始まりました。一元化は大きなことなので、最初は失敗やそれによる修正も伴うことも想定して始めるものだと思います。

▶ 子供関連部局の一元化の効果として何がありますか？

平成17年から順次子供関連部局を教育委員会に移管してきて、既に18年経過しているため、子供関連施策を全て教育委員会が一元的に所管していることが、職員にとって当たり前のこととなっています。こうして、教育委員会事務局職員全員が疑いなく、保育所や学童保育等の福祉施策に対しても、当事者意識を持って臨んでいることが最大の効果だと思います。また、子供関連施策の立案に当たっても、就学前、小学校、中学校…といった教育段階ごとではなく、0歳～18歳を切れ目無く、全体を俯瞰した施策を進めることが出来ているのも大きな効果だと思います。



箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局
子育て施策担当部長

今中 美穂

- ・平成18年度から教育委員会事務局に在籍（保育所、子育て支援センター等を移管したのが平成17年）。
- ・長く幼稚園・保育所を担当。

▶ 教育と福祉の融合について、いつから教育委員会事務局内で意識が変わってきましたか？

平成23年度から始めた「子育て応援幼稚園」制度が大きかったように思います。幼稚園も含めた待機児童対策として、市内の幼稚園で保育所並みの預かり保育が行われるようになったことで、保護者からの評判も良く、その実績が職員の意識の変革に繋がりました。

▶ 子供関連部局の一元化の効果や課題として何がありますか？

一元化により、幼保小の連携がスムーズかつ一体的に行えています。かつては、幼稚園と保育園の間には隔たりがあり、両者間の関係ありませんでした。しかし、教育委員会への一元化以降着実に幼保間連携が進んでいき、今はスムーズな連携が取れています。また、一元化することで、教育・福祉間の衝突は起こらなくなり、子供関連施策における課題解決のスピードが上がります。そして、課題解決に向けた手段も増えることにつながり、子供関連施策がより充実して、より迅速に展開されるようになりました。一方で、教育委員会では、事務的な手順の工程が多いことが難点となることがあります。

3 取組の効果

▶ 放課後子供支援の小学校長所管化

箕面市の放課後子供支援の仕組みとしては、学童保育・自由な遊び場開放事業・放課後学習支援室「すたさぼ」の3つがあります。自由な遊び場開放事業とは、各小学校で、児童が自由に遊べるよう、放課後に運動場と余裕教室等を原則毎日開放し、指導員が子供たちの活動を見守るといった事業であり、また、「すたさぼ」とは、放課後に児童が自由に参加して学習ができ、専任の放課後学習支援員が学習サポートを行う事業です。「すたさぼ」では、特に、学習の遅れや、勉強に苦手意識のある児童に、より丁寧な支援を行っています。

箕面市では、これらの放課後子供支援を各小学校長の所管として、各小学校の敷地内で実施しています。放課後子供支援が校長の管理下にあることで、

学校教育と放課後支援とが一層連携して、充実した支援を行っており、例えば、学校において、学習の遅れ等がある児童に対して、校長・教員から「すたさぼ」への参加を促し、放課後も活用した丁寧な学習支援を行えるほか、教員と学童支援員・「すたさぼ」学習支援員との間で、児童に関する情報共有を行い、より多面的で丁寧な支援を行っています。

▶ 「子育て応援幼稚園」制度の開始

市内の保育ニーズの増大に伴い、平成23年度から始まった、私立幼稚園での預かり保育を推奨するための制度です。夏休みなどの長期休業中も8時から18時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者に全国でトップレベルの補助金

を支給しました。保育所等の受入を増大するのみではなく、保育を必要とする保護者にとっての選択肢が増えたことで、待機児童の解消に繋がりました。

保育所の担当部署が教育委員会に移管されていたことで、市内の保護者の幼児教育・保育のニーズを把握した上で、効果的な幼保連携ができたほか、財政的にも効率的な幼稚園・保育行政を実施することができました。また、私立幼稚園・保育所への協力要請も教育委員会が一元的に行うことでスムーズに行えました。

▶ 児童相談支援センターの設置

平成30年度に、一層漏れの無い十分な児童虐待対応を行うため、教育委員会内の関連部署の連携と専門性の強化を図り、児童虐待に特化した組織である児童相談支援センターを設置しました。児童相談支

援センターにはソーシャルワーカーや保育士等の専門職を配置しているほか、学校との相談・連携を行うべき場面も多いため指導主事を配置しています。このことにより、児童相談に係る機能強化が進んだほか、学校にとっても教育委員会に児童の家庭状況等について相談しやすい体制が構築されました。

▶ 乳幼児健診を基点とした子育て支援

乳幼児健診に保健師のみではなく、保育士も参画することで、子育て支援の場としての機能も持たせています。各健診には94%以上の乳幼児が受診するため、産後早い段階で多くの乳幼児にアクセスできるようになり、健診を基点に、幅広い子育て支援が可能となる横の広がり、就学前教育・保育のみならず、小学校まで繋がる縦の広がりが展開しています。



子育て支援の様子



学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した 不登校児童・ヤングケアラー等への対応

(東京都練馬区)

東京都練馬区では、平成24年4月から、事務委任を用いて児童福祉部門を教育委員会に移管し、こども家庭部を新設しました。それにより、保育所、放課後児童クラブ、児童館や子ども家庭支援センターに関する業務等が一元化され、各機関での子供に関する情報共有が適切に行われることで、不登校児童・ヤングケアラー等、支援が必要な子供達への支援が推進されています。

練馬区の基礎データ(令和5年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
練馬区	740,341	65	33,503	33	13,482

1 取組の背景

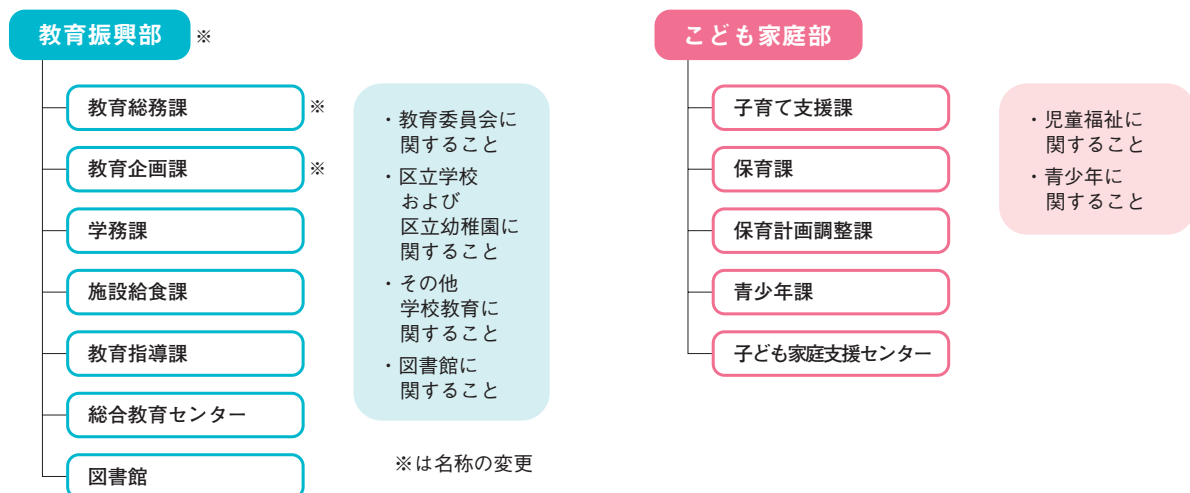
学校の授業中と放課後児童クラブ、幼稚園と保育園等、子供が置かれている状況によって担当部局が異なっていることで、企画部門と現場それぞれが、子供を1人の客体として見れていないことに課題感を持っていました。そこで、子供に対する担当部局を一元化することで、0歳から18歳に至るまでの子供に対する総合的かつ切れ目のない成長支援を行っ

ていくことを目指しました。

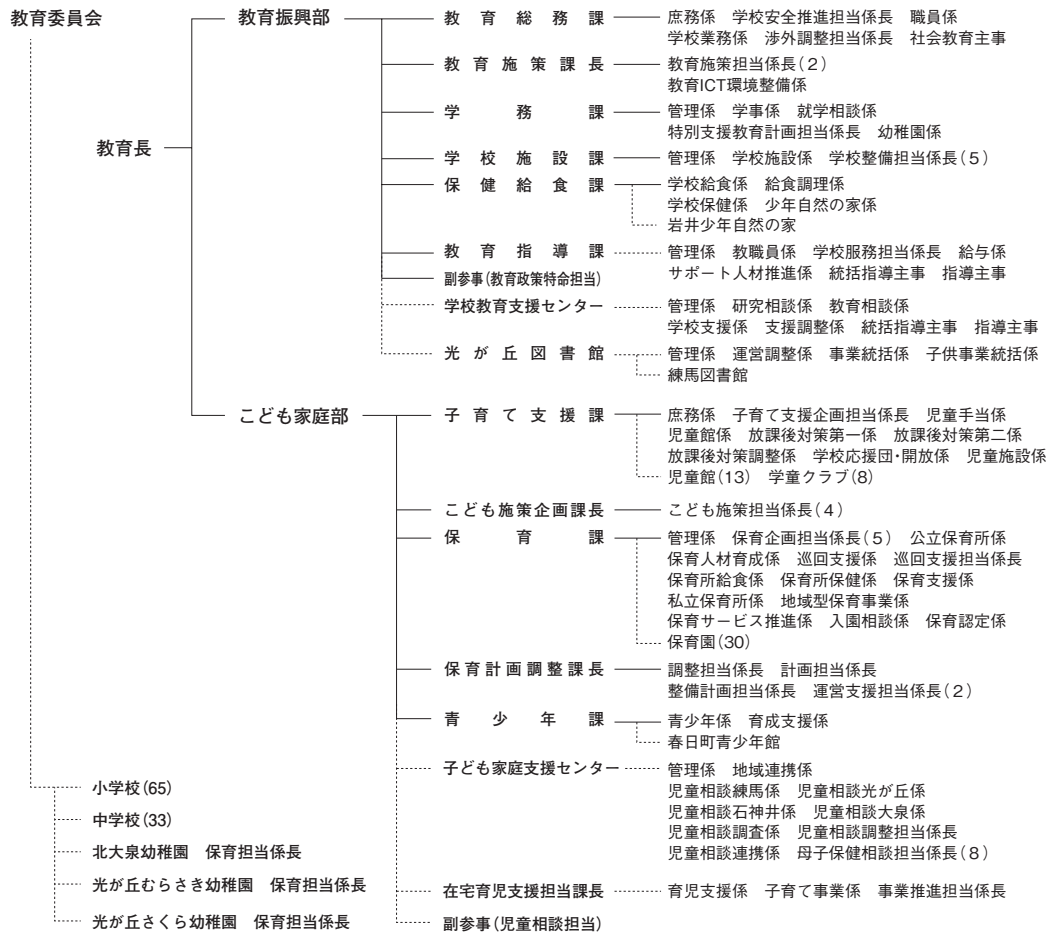
新設したこども家庭部では、児童手当等の子育て支援に関すること、保育所、放課後児童クラブ、児童館や子ども家庭支援センターの運営に関すること、青少年の健全育成に関すること等の子供関連施策を担うこととしました。

教育委員会の組織改正(平成24年4月)

組織概要



練馬区行政組織図(令和6年4月1日現在)



2 取組概要

▶ 練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の開始・連携

平成28年度から実施している放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」は、放課後保育を必要とする児童を預かる「ねりっこ学童クラブ」と、保育を必要としない児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的とした安全・安心な居場所である「ねりっこひろば」が小学校内で一体となって運営されています。

ねりっこクラブを導入する際には、教育委員会と小学校との間で協定を締結し、学校内で使用する設備や怪我等が発生した際の緊急時の対応等について明確化しています。

また、月に1回は、学校の副校長、ねりっこクラブの運営責任者、区の担当者で下校時間等のスケジュールの確認や子供たちの放課後の過ごし方に関

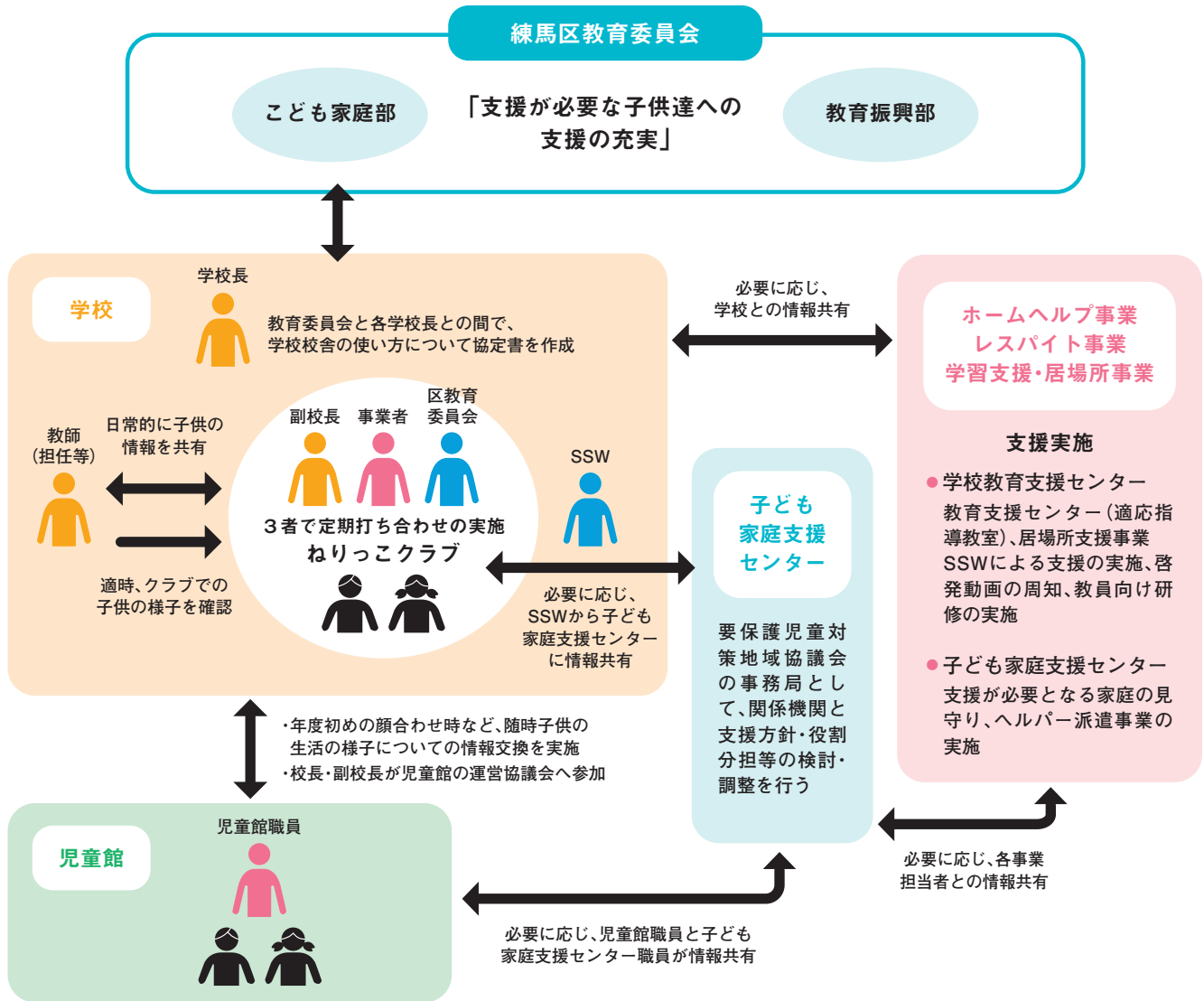
する運営上の打合せを行っています。

▶ 児童館との連携

児童館は児童福祉施設の一種で、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的としており、0歳～18歳の子供が自由に来館出来る施設となっています。児童館と学校・放課後児童クラブの間での連携として、年度初めに担当者の顔合わせを行い、それ以降も定期的に児童館職員が館内での子供の様子について適時学校と情報共有を行っています。児童館の運営協議会には、その児童館の担当地区の小中学校の校長・副校長が参加しています。

また子ども家庭支援センターに対しても、各関係機関の職員が集まる会議に児童館の職員が参加し情報共有を行っています。

■ 学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した不登校児童・ヤングケアラー対策のイメージ図



児童館の図書室の様子



ねりっこクラブの運営に関する打ち合わせの様子



練馬区教育委員会教育長

堀 和夫

- ・令和3年7月より現職。
- ・平成24年の組織改正時には区長部局の総務部職員課長として、教育委員会への一元化に伴う条例改正等の事務を担当していた。

▶ 教育委員会への移管を実現できた要因はどのような点がありますか？

企画部門と現場どちらか一方ではなく、双方が課題感を感じていたことが挙げられます。また移管を決定してから、関連条例の改正に至るまでスピード感を持って実行することができたことも、日ごろから問題意識を職員一人一人が持っていたことが要因だと考えています。

▶ 一元化を行うことでどのような効果があったか？

放課後児童クラブの設置が進んだことに加え、直近の課題として表面化しているヤングケアラーへの対応についても、学校と児童福祉部門が連携して取り組むことができています。これは、一元化を行ったことにより、学校の中で児童福祉に対しての理解が進んでいることと、同じ教育委員会内にあることによって相談しやすい状況となっていることが要因として挙げられます。



練馬区教育委員会事務局

こども家庭部子育て支援課

放課後対策第一係長

安藤 耕司

- ・令和4年7月より現職。
- ・組織改正前には、福祉部局で学童クラブや児童館に配属されており、改正後は、主にこども家庭部で放課後児童対策に従事している。

▶ ねりっこクラブの促進のポイントになった点はどうな点がありますか？

ねりっこクラブの導入を行う際に、学校の校舎の使い方について整理を行いました。その結果、教育委員会と学校間で協定を結ぶこととし、設備の利用方法や、事故等に係る責任の範囲等について記載しています。ねりっこクラブの実施内容を明確に学校に伝えることで、放課後の事業に対する理解が深まり、結果として導入を受け入れやすい意識が醸成されていると感じています。

▶ ねりっこクラブと学校の情報共有はどのように行っていますか？

学校の副校長、ねりっこクラブの運営責任者、区の担当者で月に1回は運営に関する打ち合わせを実施しています。その中でねりっこクラブに参加している子供の様子を適時、情報共有しており、場合によっては、担任の先生にも情報共有することもあります。



練馬区教育委員会事務局
こども家庭部子育て支援課
土支田児童館館長

三好 美緒

- ・平成31年4月より現職。
- ・組織改正前には、福祉部局で児童館、保育園や学童クラブに配属されており、改正後は、児童館での業務に従事している。

▶ 支援が必要な子供たちと関わる際、どのような点を意識していますか？

児童館の職員は子供にとって学校の先生でもなければ、親でもなく、近くにいる少し信頼のできる大人のような存在と受け止めています。それゆえ、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供が本音を話してくれることも多いので、日頃からの子供たちとの信頼関係を崩さないことを前提に、学校や子ども家庭支援センターに適時情報共有を行っています。

▶ 学校や子ども家庭支援センターと、どのように連携を図っていますか？

学校には年度初め及び課題が発生した場合に随時赴き、情報共有を行っています。ただ所管している小学校・中学校は1つではないので、児童館の運営協議会の際、同じ地区の学校の先生にお越しいただくこともあります。子ども家庭支援センターに対しては、各センターの職員が集まる会議にて児童館の職員が情報共有を行っています。児童館が、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供達を選べる居場所の一つとして認識が高まっていることを実感しています。

4 取組の効果

▶ 支援が必要な子供達への多角的なアプローチ

組織が一元化され、学校内で放課後児童クラブや児童館に関する知識や理解がより深まることで、ねりっこクラブは約9割の区立小学校で導入が進み、学校施設を活用した子供たちの活動スペースの確保が推進されています。その中で、ねりっこクラブの運営上の打合せに小学校の先生が参加し、子供についての情報共有や、実際にねりっこクラブの活動の様子を担当の先生が確認することも行われています。授業時間以外の場面で、児童の様子を先生が把握することで、不登校傾向の子供や、ヤングケアラー等、支援が必要な子供たちに対しての多角的なアプローチが可能となっています。

また、児童館は受入対象を制限していないので、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供

も足が運びやすいといった実態があります。学校からも児童館の子供の居場所としての機能が認識されており、児童館と学校間で連携が進むことで、スクールソーシャルワーカー（SSW）から子ども家庭支援センターに繋ぐことも可能となっています。

加えて、児童館の職員から支援が必要な子供に対して各種制度の紹介や、子供本人の了解が取れた場合は子ども家庭支援センターに繋ぐことが可能となっています。

上記のように、各機関の間で子供に関する情報共有が適切に行われることで、様々な角度から不登校児童・ヤングケアラー等、支援が必要な子供たちへの支援が推進されています。

▶ **「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」
事業の立ち上げ**

上記の経験や効果を踏まえて、令和6年度は、支援が必要な子供たちへの取組の充実を掲げ、これらに係る予算を教育委員会で計上しています。不登校児童やヤングケアラーへの支援に関しては、SSWによる支援の実施や、啓発動画の周知、教員向けの研修等を学校教育支援センターが実施し、児童生徒

の見守りや家庭へのヘルパー派遣事業を子ども家庭支援センターで行っています。教育と児童福祉に関する業務が教育委員会の下に一元化されていることで、放課後児童クラブの小学校内への設置促進や、各機関の間で適切な連携を行うことができ、意思決定も明確になり、スムーズな事業運営が可能となっています。

教育委員会と首長の連携体制構築

～いじめ重大事態対応と総合教育会議の活性化を通じて～
(埼玉県戸田市)

いじめや事故等の緊急事態の対応において、教育委員会と首長の機動的な連携が行えるよう、平時から、緊急事態対応に関する認識を共有し、対応に向けた連携の在り方を確認するための取組を行っているほか、総合教育会議についても教育委員会と首長の間で会議開催の目的意識を共有して開催することで、両者の連携体制の構築を図っています。

■ 戸田市の基礎データ(令和6年4月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
戸田市	141,988	12	7,887	6	3,690

1 背景

▶ 教育委員会と首長との連携の重要性の認識

いじめや事故をはじめとする緊急事態への対応においては、特に児童、生徒等の生命、身体に被害が生ずるおそれがあるため、教育委員会と首長が情報を迅速に共有して、それぞれの職務権限に即して連携した対応を行うことが重要です。その重要性に鑑みて、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法では、いじめ重大事態が発生した際、学校は教育委員会を通じて、首長に重大事態が発生したことを報告する義務が定められたほか、いじめ防止等に関する機関等の連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会が自治体に設置されることが規定されました。

また、平成26年には地教行法が改正され、首長と

教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために、総合教育会議の設置が義務化されました。

しかし、教育長と首長が連携の重要性について理解していたとしても、実際に、その重要性をそれぞれの教育委員や教育委員会事務局職員、首長部局職員に浸透させて、有事の際に機動的に自治体全体で対応できる体制を構築するためには、平時からの認識共有や連携が必要です。戸田市では、平成27年に現教育長が就任し、その必要性に鑑みて、緊急事態において迅速かつ的確な連携を可能にするために、日常的な両者の認識共有や関係構築に係る様々な取組を始めたほか、総合教育会議の活用を進めました。

2 取組概要① いじめ対応等に係る取組

▶ 戸田市生徒指導アクションプランの作成

平成27年、戸田市では、児童生徒の健全な育成のための戸田市生徒指導アクションプランを策定しました。このアクションプランでは、いじめ対策や非

行防止対策における、くらし安心課、こども家庭支援室、児童青少年課等の市長部局各課や、警察署、児童相談所をはじめとする関係機関の役割と、教育委員会を含めた各機関同士の連携構築の在り方につ

いてまとめられています。

作成に当たっては、教育委員会事務局職員が各機関や市長部局各課と、対応の仕方等について綿密にすりあわせを行い、行動方針を共有しながら作成しており、作成段階でまず職員間の丁寧な協議調整による認識共有が行われています。また、アクションプランでは、平時における児童生徒の健全育成のためのそれぞれの役割を示し、連携すべきことを明文化しています。それにより、各関係者に主体性を持たせ、連携することを意識づけることで、持続的な関係構築が図られています。

▶ いじめ重大事態対応のマニュアルの策定と いじめ重大事態対応訓練の実施

生徒指導アクションプランが形骸化せず、実際にいじめ対応が発生した際に、機動的に連携や情報共有が行えることを企図して、平成27年に、いじめ重大事態が発生した際の学校、教育委員会、市長等の対応の流れをまとめたマニュアルを作成しました。

また、同年には、そのマニュアルに基づきつつ、関係者が迅速かつ的確に行動できるか確認するとともに、対応の流れについて見直しを図ることを目的として、いじめ重大事態対応訓練を実施しました。訓練には、市長、教育長、教育委員、教育委員会事務局職員、児童福祉担当等の市長部局職員のほか、

市内小・中学校長、市議会議員等が参加して、具体的な仮想事例を基に関係機関の対応の流れを確認しました。

いじめ重大事態対応訓練により、関係者が有事を想定して、実際に行動を取ってみたことで、各職員の生徒指導アクションプランやいじめ重大事態対応マニュアルに対する理解が一層深まり、自らの取るべき行動、連携すべき相手やその事柄について浸透させることに繋がりました。

▶ いじめ問題対策連絡協議会による認識共有

戸田市では、市長を会長、教育長を副会長として、年2回いじめ問題対策連絡協議会が開催されています。協議会には、その他、教育委員会事務局職員や市長部局の子育て担当・健康福祉担当職員、市民医療センター所長、校長会代表、PTA 連合会代表が出席しており、いじめ状況調査の結果や各学校のいじめ対策に係る取組、関係各課や関係機関の最近の取組動向などが共有されています。

いじめ問題やその対応について協議や情報共有を行うことで、関係者間で認識を共有しており、関係者間の認識のズレによって、平時でのいじめ対策や、いじめ重大事態対応における連携体制が機能しないことを防いでいます。



いじめ重大事態対応訓練の様子



戸田市教育委員会教育長

戸ヶ崎 勤

- ・平成27年4月から現職。
- ・中学校教諭出身で、戸田市教育委員会教育部長、埼玉県教育委員会指導主事や、戸田市立小中学校長等を歴任。
- ・文部科学省中央教育審議会委員、質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会委員等も務める。



総合教育会議の様子

▶ いじめ重大事態対応訓練について、今はどのように捉えていますか？

いじめ重大事態が発生した際に、マニュアルに基づき関係者が迅速かつ的確に行動できるか確認することを目的の一つとして行った取組ですが、緊急事態対応で重要なのは、マニュアルをいかに関係者が理解して、主体性をもって対応に当たるかということです。そのため、過去、市内で事件が発生した際には、総合教育会議において「マニュアルについては、基礎・基本を言語化したものであり、大切なのは臨機応変の応用力である。マニュアルどおりに動くのではなく、マニュアルを知って動けるようになることである」と伝えており、それ故にマニュアル自体も分厚いものではなく、簡潔に要点だけをまとめたものとしています。

いじめ対応においては、教育長のイニシアチブが非常に重要なので、いじめ重大事態対応訓練は、新任の教育長は必ず一回はやった方がよいと思っています。ただし、重要なのは、緊急事態が発生した際に、教育委員会と事務局が市長や市長部局と機動的かつ密接に連携が取れるように、危機管理対応に関する意識や、それに向けた連携を日常化しておくことであり、訓練はあくまでもその手段に過ぎません。戸田市では、平成27年に訓練を行い、その後は、訓練の構成員の多くが参加しているいじめ問題対策連絡協議会での協議に昇華させて、関係者間のいじめや、その対応について認識合わせや情報共有を行っています。

▶ 教育委員会と首長との関係について、いかにあるべきと思いますか？

地教法に定められる、教育委員会と首長それぞれの職務権限に則りつつ、首長は大綱の策定や総合教育会議の召集、教育関係予算の調製等を通じて、教育行政に対して一定の責任を負う立場でもあり、首長がしっかりと教育行政に対して当事者意識をもつことが重要です。そのことによって、教育委員会と首長との間で適度な緊張関係が生まれ、両者の間でより良い協議や調整が行われるようになり、結果として、一層の教育施策の総合的な推進に繋がっていくと考えています。

4 取組概要② 総合教育会議の活用によるさらなる施策推進

戸田市では、総合教育会議を活性化し、より効果的な連携による施策推進を進めるために、以下の二つの目的意識を構成員で共有して開催しています。

▶ 施策発信の場

総合教育会議において、市長と教育委員会が公開で協議・調整を行うことにより、市長と教育委員会の両者が同じ方針を共有していることを発信できます。例えば、防災・防犯対策に係る市全体の施策について、学校に何らかの依頼すべき事項があるとき、市長から教育委員会に協議・調整を行うことで、教育委員会及び各学校からの協力を得やすくなるほか、逆に、学校の防犯対策予算やいじめ対策予算等、教育関連で予算が必要となった際には、教育委員会から市長に総合教育会議の場で説明を行うことで、予算確保について市長及び市長部局からの協力を得ることに繋がります。

また、学校に関わる予算案等について、市長が議会等に説明する際に、市長と教育委員会が総合教育会議で協議・調整を経たということは、両者共同で説明責任を果たす上で非常に重要です。例えば、学校の安全対策について、総合教育会議で市長と教育委員会が協議・調整を経た上で必要と認められた予算案が作成されていることで、両者が方針を共有していることを明示して、議会や関係者への説明における施策の必要性や適切性に係る説得力を補強する

ことに繋がります。

▶ 教育委員から市長に意見を伝える場

総合教育会議は、教育委員から市長に対して、直接意見を伝える数少ない場としても機能しています。

例えば、緊急事態発生後の、教育委員に係る主な動きの流れとしては、まず発生後すぐに教育委員会事務局から連絡が入ります。その後、教育委員会会議で事務局から事故報告があり、さらに教育長及び教育委員で議論が行われることで、教育委員が執行機関の一員として主体的に当該事態及びその関連施策について理解を深められます。このような段階を経ることで、総合教育会議において、教育長ではなく市長に対して意見を述べるべきことが精選され、さらに十分に熟考された発言を、教育委員が教育行政に対する主体性をもって行うことができるようになっていきます。

地域住民等の代表者である教育委員が総合教育会議において主体的に発言し、参画することは、地域住民の意向の反映という教育委員会制度の趣旨と、首長と教育委員会という対等な執行機関同士で協議・調整を行い、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するという総合教育会議制度の趣旨の徹底に繋がっています。

5 取組の効果

▶ 教育委員会と首長の連携強化

教育委員会と首長、また、教育委員会事務局職員と首長部局職員の連携は、緊急事態対応の際をはじめ、教育行政と福祉行政の連携、予算を要する教育施策の推進等において、極めて重要です。

このため、教育長や首長のみならず、職員一人一人が主体的に連携する趣旨や目的、その効果を理解しておく必要がありますが、その理解は、連携の重要性の指摘のみでは、十分に育まれることはありません。

その理解は、既に述べてきたような、いじめ対応や総合教育会議の活用等といった具体的かつ多角的な連携の取組が積み重なる中で、関係者に生まれ、深まるものです。そして、理解の深まりが、新たな連携の取組を生むという正のサイクルを描くこと、言わば『連携の取組』と『理解の深まり』の往還を生み出せるかが最大のポイントであり、特定の取組を行うこと自体や、「連携のために連携する」といったことが目的にならないよう十分留意する必要があります。

戸田市では、こうした「『連携の取組』と『理解の深まり』の往還」が機能している結果として、例えば、教育行政に関する有事の際、悪い情報こそすぐに首長に報告が入ったり、教育委員にも緊急事態には即時情報共有がなされています。また、同様に、この往還が機能している結果として、教育委員会、首長、教育委員会事務局職員、首長部局職員その他の関係機関が、教育行政に関し、それぞれの役割や、

対応方針について、質の高い共通認識を持つことができ、日常的な連携を生んでいます。

このように、十分な取組の効果を生むためには、特定の取組を行うことが大切なのではなく、それぞれの自治体に合った「『連携の取組』と『理解の深まり』の往還」を生み出せるかがポイントであり、そのことを意識して、教育長や首長、関係職員が取組をマネジメントし、実践することが大切です。

プロジェクトチームを通じた 特別支援的アプローチによる不登校対策

(岩手県大槌町)

岩手県大槌町は、不登校・不登校傾向にある児童生徒の急激な増加を受け、令和5年度から教育委員会と首長部局の福祉部局をはじめとした横断的な「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置しました。また、総合教育会議を要として、プロジェクトチームが実施している事業の進捗管理、関係者・学識経験者からの意見聴取等を通して、確実な事業運営を行い、「誰一人取り残されない学びの保障」の実現を目指しています。

■ 大槌町の基礎データ(令和5年5月1日現在)

	人口 (人)	義務教育学校数 (校)	前期、小学部児童数 (人)	後期、中学部生徒数 (人)
大槌町	10,928	2	462	234

1 取組の背景

▶ 不登校・不登校傾向にある児童生徒の急激な増加

大槌町では、令和3年度以降、不登校・不登校傾向にある児童生徒が急激に増加しています。急激な増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大や、家庭環境に加え、特別支援的アプローチが必要

な児童生徒の増加が確認されており、その中で、特別支援教育に関しての視点を踏まえながら、「不登校児童生徒を未然に防ぐ取組」、「不登校児童生徒へのきめ細やかな支援体制の構築」が必要となりました。

2 取組概要

▶ 「けやき共育」推進プロジェクトチームの立ち上げ

大槌町の0歳から18歳までの全ての子供たちを対象に、特別支援教育の視点で支援することによって、「目指す子供の姿(自立・協働・創造)」「誰一人取り残されない学びの保障」の実現を目指す「けやき共育」を立ち上げました。併せて特別支援的アプローチの連携を高め、訪問支援等日常的な相談体制の充実や継続的な研修会の実施等を推進するために、教育委員会だけでなく、町内の学校、教育支援機関、首長部局(健康福祉課)、地域、児童精神科

医で構成された「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置しています。また不登校児童生徒への支援を町ぐるみでできるようにするため、町全体で特別支援教育についての理解を深め、一人一人に応じた適切な支援を行っていくことを目指しています。

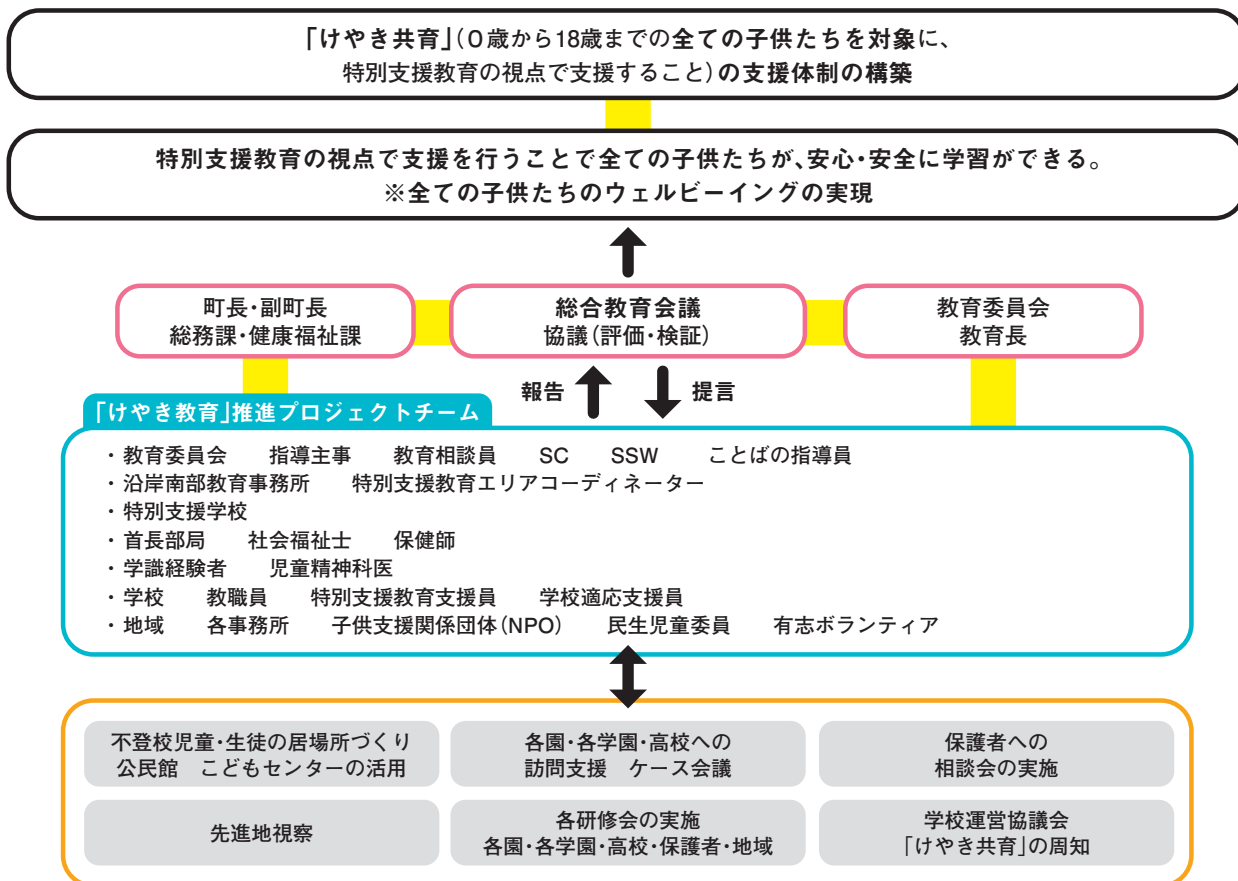
▶ 総合教育会議の実施、会議中での関係者・学識経験を有する者からの意見聴取

年3回総合教育会議を実施し、その中で、「けやき共育」の計画や進捗状況をプロジェクトチームが報告の上、評価・検証を行っています。会議資料に

については、第1回目の総合教育会議にて「けやき共育」の推進計画を示すことにより、その後開催する第2回、第3回の総合教育会議での進捗状況の確認や、評価・検証の議論が深まるようにしています。

またプロジェクトチームにも参画している児童精神科医及び不登校支援事業を実施している NPO 法人を学識経験者として招聘し、施策の実行方法等について助言をもらっています。

「けやき共育」の実施体制



研修会の実施の様子



総合教育会議の実施の様子



大槌町教育委員会学務課
スクールソーシャルワーカー (SSW)

南 景元

- ・令和4年4月より現職。
- ・震災をきっかけに平成23年4月から大槌町の子供達のこころのケアに携わる。
- ・「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

▶ 福祉部局との連携について、SSWにはどのような利点がありますか？

学校と健康福祉課との繋ぎの役割として、自分がSSWとして学校にすることで、首長部局の健康福祉課とのやり取りは活発になったと考えています。着実に健康福祉課と学校との距離は近くなっていて、報告や相談をよりスピード感を持ってできていると感じています。

▶ 学校現場に入っているがゆえに、首長部局の健康福祉課と対立してしまうこともありますか？

自分は福祉の専門職のため、その専門性に対して自分の考えをしっかりと持っている必要があると考えています。そのため学校に対しても福祉の仕組みの中で対応ができない場合はその旨をきちんと伝えているようにしています。そういった意味では、学校と首長部局の健康福祉課の間に挟まれている専門職としての意義を感じることができています。



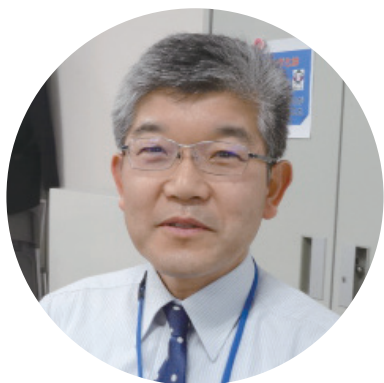
医師

佐藤 駿一

- ・東京大学付属病院所属の医師で令和5年8月より大槌町に在住。
- ・「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員であることに加え、大槌町の総合教育会議に有識者として参加している。

▶ プロジェクトチーム及び総合教育会議にも参加していることは、どのような利点がありますか？

家庭と教育現場と医療の連携を考える際、日常的にプロジェクトチームの一員として関わることによって、教育委員会や学校といった教育現場だけでなく、家庭ともより深くつながっていくことができると考えています。不登校児童生徒への支援や個別の支援が必要な児童生徒の対応に当たって、御家族の納得感は重要と考えているので、納得感を得た上で、医学的なアドバイスを行っていきたいです。また、医師として総合教育会議に参加していますが、教育現場に医師が関わることは珍しいことだと思います。その中で、不登校のリスクが高い児童生徒の傾向や、学校と医療の連携方法について医師としての意見を自身が伝えることで、より多角的で内容が深まった議論ができると考えています。



大槌町教育委員会学務課長

吉田 智

- ・令和4年4月より現職。
- ・学務課長の前は、主任指導主事として教育委員会で勤務しており、「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

▶「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置することについてどのような利点がありますか？

プロジェクトチームを設置することで、より恒常的に事業を進める仕組みが構築できていると考えています。また、プロジェクトチームのメンバー構成についても、教育委員会だけでなく、福祉部局をはじめとして様々な所属のメンバーによって構成されているので、多角的な施策の展開ができています。

▶「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置する中で、総合教育会議を行うことについてどのような利点があるか？

人事異動によるメンバーの変更等で、このプロジェクトチームの体制がどこまで継続できるかは分かりません。その中で、より継続的かつ着実に事業を推進するために、総合教育会議といった仕組みで、事業の進捗確認や意見の合意形成を図っていくことは、組織的な対応を強化することにとって重要だと考えています。



大槌町こども家庭センター
主任社会福祉士

佐藤 秀樹

- ・令和3年から令和5年度まで大槌町健康福祉課で勤務。
- ・保育園の子供も含めた、町全体の児童相談の対応や虐待の関係の業務に携わっており、「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

▶首長部局の社会福祉士や保健師等の専門職が関わることでどのような利点がありますか？

不登校児童生徒の家庭の中には、家庭の養育や経済状況が難しい場合があるので、保護者への支援や家庭への介入が必要な場合があります。その際、学校の教員や教育委員会では対応が困難な場合、首長部局の専門職の介入を迅速に行うことは早期解決に結びつく利点だと考えています。

▶教育委員会に関わる仕事以外も担当している中で、負担感をどのように感じていますか？

大槌町では、学校関係の相談件数がここ3年間で大きく増加しています。その中で学校から相談を受ける際、家庭に対しての支援方針を学校・教育委員会と一緒に組み立てることとしています。なお、方針を立てた後、一定期間問題が無ければ、学校内での対応とすることができます。確かに初期相談の件数は増加していますが、その後健康福祉課が継続的に対応する件数は減少しており、初動の対応を共に実施することで、業務全体での負担感はむしろ軽減している実感があります。

4 取組の効果・課題

▶ プロジェクトチームによる恒常的な事業の推進

プロジェクトチームを設置することで、より恒常的に事業を進める仕組みが構築されています。またプロジェクトチームのメンバー構成についても、教育委員会だけでなく、福祉部局をはじめとして様々な所属のメンバーによって構成されているので、多角的な施策が展開できています。

例えば、家庭環境に起因する不登校児童生徒については、当該児童生徒への対応だけでなく、兄弟や親へのアプローチについても、プロジェクトチームが一元的に対応することによって、情報共有を漏れなく実施しながら家庭に対しての総合的な問題解決を図ることが可能となっています。

また、個別の支援を必要とする不登校児童生徒については、児童精神科医が医学的な知見に加え、プロジェクトチームの活動の中で、地域の児童生徒の様子を実際に見ながら、どのように対応することができるかを協議することが可能となっています。

▶ 総合教育会議を活用したより持続的かつ多角的な課題へのアプローチ

プロジェクトチームが設置されていることで、福祉部局や学校等の関係機関と教育委員会との日々のコミュニケーションや、恒常的な事業の推進は可能となっている一方で、今後人事異動等でプロジェクトチームがいつまで継続できるかは不明瞭な点があります。その中で総合教育会議を活用することによって、より事業の推進を持続的にしていくことが可能となっています。また、総合教育会議には、首長部局の企画財政部門等や有識者も参加しているので、更なる推進が必要な点について、協議も柔軟に行うことが可能となっています。

例えば、有識者からの意見聴取を踏まえ、特に医学的な観点からどのような環境下にある児童生徒が不登校になってしまうかの分析や、そもそも不登校が起こらないようにする予防法等、専門知識に基づいたアプローチを行うことが可能となっています。

▶ 各学校の教員や地域を巻き込んだ事業の推進

今後は、不登校児童生徒への支援をより町ぐるみでできるようにするため、当該事業をより各学校の教員や町民に周知していく必要があると考えられています。

The background features a large, abstract geometric shape on the left side, composed of a white triangle pointing downwards and a yellow trapezoid below it. The rest of the page is a solid yellow color.

小規模自治体間連携に ついて

小規模自治体間連携が求められる 背景・現状

少子高齢化の急速な進展の中、過去10年間で公立小中学校の学校数や児童生徒数は約1割減少している^{※1}など、学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。また、過疎化の影響も深刻で、過疎地域の人口は全国の約1割ですが、市町村数では半数近く、面積では国土の約6割を占めています^{※2}。

教育委員会においても過疎化等の影響があり、人材確保に困難を抱えている自治体も存在します。「はじめに」でも述べたように、職員数が10人以下の教育委員会は全体の約3割^{※3}、指導主事の配置が行われていない教育委員会は2割以上に及ぶ^{※4}厳しい実態があります。

他方、これまでも述べたとおり、教育課題は日々、多様化・複雑化しており、不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等への適切な支援、いじめや子供の貧困への対応など子供が直面する課題に向けた対応の多様化・複雑化、学校の働き方改革の更なる推進、GIGA スクール構想により整備された一人一台端末も活用した主体的・対話的で深い学びへの対応など様々な課題について対応する必要が生じています。

このような課題は、自治体の規模にかかわらず生じるものであり、財政面や人材確保に困難を抱えるなど十分な対応が難しい中で、自治体の規模による地域間格差が出ないように教育の機会均等を実現するため、様々な課題への対応に迫られている小規模自治体も少なからず存在することに目を向ける必要があります。

こうした中、小規模自治体における事務処理体制の強化のために、近隣の市町村教育委員会等と協働して事務を管理・執行することも一つの方策ですが、例えば、職員の共同設置を行っている自治体は約2%となっており^{※5}、十分な取組が行われているとは言い難い状況です。

教育行政に係る運営体制を強化していく観点から、都道府県教育委員会による支援が重要であるとともに、各市町村において様々な創意工夫の余地があり、広域連携も含めたより一層の取組が必要となっています。

(※1) 「学校基本調査」より

(※2) 「令和3年度版過疎対策の現況」より

(※3) 「令和3年度教育行政調査」より

(※4) 「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」より

(※5) 「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」より

事例から見えてくる小規模自治体間連携に 取り組む上でのポイント

今回掲載したのは、静岡県賀茂地域1市5町による指導主事や幼児教育アドバイザーの共同設置等の取組、長野県1市2村による塩筑南部教育事務支援室の設置（学校事務職員を中心に据えた学校の働き方改革）の取組になります。

まず、2つの事例に共通しているのは、従前から密接な地域的繋がりがあったことに加え、自治体間連携を円滑に進めることを可能とした背景があったという点です。

賀茂地域の事例では、静岡県が広域自治体として様々な行政分野において、賀茂地域の自治体間連携をリードしていたという経緯がありました。

また、塩筑南部地域の事例では、学校事務職員は通常、各学校に配置されているため、各学校の枠、さらに自治体の枠を超えて連携するに当たってはハードルが感じられることもありますが、連携の核となる塩尻市で、過去に給食費の公会計化を教育委員会事務局職員と学校事務職員がチームを組んで進めたことで、両者が密接に協働する経験がありました。

加えて、双方の事例において、指導主事や幼児教育アドバイザー、学校事務職員といった、小規模自治体では非常に少数となるスタッフの業務に着目し、その連携を図っており、喫緊のニーズを捉えていたとも言えます。

賀茂地域の事例について特に重要なポイントは、静岡県が広域自治体として連携をリードしたことに加え、5町が指導主事を共同設置した後も、賀茂地域教育振興センターを設置し、そのセンター内に共同設置した指導主事や幼児教育アドバイザーを配置するのみならず、センター長には静岡県職員を配置し、恒常的に静岡県が強いコミットメントをしている点にあります。

このように、市町村のみならず、都道府県が広域自治体として恒常的に参画する自治体間連携の取組は、様々な観点で枠組みとして強固なものとなりやすく、大きなポイントと言えます。

塩筑南部地域の事例について特に重要なポイントは、教育事務支援室という枠組みを設定することにより、教育委員会と各学校の校長、そして各学校事務職員を密接に結びつけ、各事務職員が各学校や各自治体の枠を超えて活動しやすくしている点です。

学校事務職員は、本来、「学校の唯一の行政職」として、同じ行政職である教育委員会事務局職員との連携がしやすい立場にありますが、各学校に1名の配置が多く、日常的な業務は、自校の業務が中心になりがちです。

この点、教育事務支援室という「仕掛け」により、各学校の事務職員の意識を広げていることが浮かび上がってきます。

静岡県賀茂地域 1市5町における 広域連携

(静岡県・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)

平成27年に静岡県は、県と賀茂地域の首長で構成された賀茂地域広域連携会議を立ち上げ、その下に設置された教育委員会の共同設置専門部会における議論の結果、賀茂地域の指導行政を担う賀茂地域教育振興センターの設置や、指導主事・幼児教育アドバイザーの共同設置を行っています。

1 取組の背景

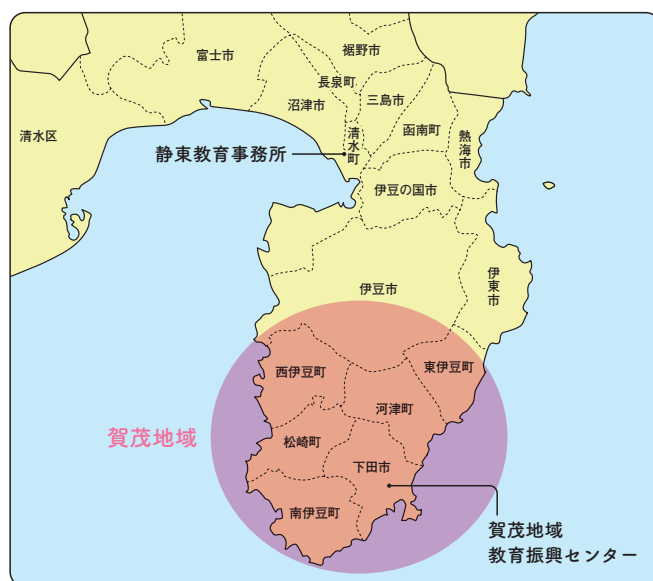
▶ 平成の大合併と人口減

賀茂地域では、平成17年に西伊豆町と賀茂村が合併し、西伊豆町となった他には合併が行われず、その結果、比較的小規模な市町が併存しています。

また、各市町では出生児数の減少が続き、小中学校の再編が進行しています。

▶ 従来からの教育における地域的一体性

賀茂地域1市5町の市町立学校の教職員は「賀茂教育研究会」に加入しており、教育行政における賀茂地域の一体性は従来強い傾向にありました。



■ 賀茂地域の基礎データ(令和5年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
下田市	19,140	7	686	1	415
東伊豆町	10,938	2	311	2	191
河津町	6,436	1	252	1	155
南伊豆町	7,463	3	263	2	141
松崎町	5,596	1	165	1	94
西伊豆町	6,524	3	148	1	108

2 取組概要

▶ 賀茂地域広域連携会議の設立

静岡県は、賀茂地域の人口減少社会の到来を見据えて、各行政分野の連携推進等を目的とした、静岡県と賀茂地域1市5町長からなる賀茂地域広域連携会議を平成27年に立ち上げました。

そして、広域連携会議の下に各専門部会が設けられ、その1つとして、教育委員会の共同設置専門部会が設立されました。

▶ 指導主事の共同設置

平成26年、静岡県は県内の市町村における指導主事未配置の解消に向けて、期間を限定して、平成26～28年度に静東教育事務所の指導主事を賀茂地域担当の指導主事として派遣しました。

この間、賀茂地域広域連携会議で指導主事の配置について議論がなされ、各市町で1人ずつ指導主事を配置することは人材的にも予算的にも容易ではなく、5町で3人の指導主事を共同設置することとなりました。

そして、平成29年度から5町で3人の指導主事共同設置が始まりました。幹事町は南伊豆町が担当しており、任命や給与支払い等の指導主事に関する庶務は南伊豆町が担い、3人の指導主事の身分も形式上は南伊豆町に属しています。3人の指導主事の給与負担については、学校数や児童生徒数等も勘案して、各町の負担金額が5町長の間で協議されます。その負担金は4町から南伊豆町に納付され、南伊豆町が3人の指導主事に給与支払いを行っています。各指導主事の担当は、地域ごとに分かれており、1人は西伊豆町・松崎町担当、1人は河津町・東伊豆

町担当、1人は南伊豆町担当という分担となっています。

▶ 賀茂地域教育振興センターの開設

指導主事の共同設置に伴い、その拠点として平成29年度から静岡県下田総合庁舎内に賀茂地域教育振興センターが開所されました。静岡県が設置管理する下田総合庁舎の一角を1市5町が借り受ける形で設置され、1市5町は光熱水費等のみを負担しています。賀茂地域教育振興センターには、静岡県静東教育事務所の参事（センター長）、共同設置の指導主事3人、共同設置の幼児教育アドバイザーが常駐しており、5町内の教職員の指導力向上のために、研修会の開催や学校訪問を行っています。その際、単独で設置されている下田市教育委員会の指導主事も連携しながら活動しています。賀茂地域教育振興センターは単に1市5町の教育振興を担うだけでなく、教育行政に係る広域連携の象徴的存在としての役割も果たしています。

▶ 幼児教育アドバイザーの共同設置

同じく平成29年度から、賀茂地域教育振興センターに、県から幼児教育アドバイザー（元下田市立幼稚園の園長）が派遣されており、1市5町内の幼児教育施設のほか、小学校への訪問や、公開保育等の研修を実施していました。平成31年度からは同じ幼児教育アドバイザーが県の任用から1市5町の共同設置に切り替えられ、今は共同設置のアドバイザーとして賀茂地域教育振興センターに在籍しています。

3 取組を行うに当たっての工夫

▶ 県による期間限定の指導主事派遣

平成26年度、静岡県が3年間と期間限定で指導主事を派遣したことにより、各町の教育委員会・学校において、指導主事が配置されることの効果が示され、指導主事の共同設置に繋がりました。

▶ 県主導の広域連携会議

静岡県が主導して、賀茂地域広域連携会議を立ち上げることで、教育行政を含む各分野において、広域連携の成果が上がっています。例えば、指導主事の共同設置のほか、他分野では賀茂広域消費生活セ

ンターの1市5町共同設置や、税の徴収事務の共同処理等も行っています。

静岡県が強力に主導して、賀茂地域の広域連携に関する複数の実践的な成果を上げることで、賀茂地域の連携をより強固なものにするほか、県内の他地域へ展開可能なモデルケースを構築しています。

▶ 指導事務に専念する共同設置指導主事

共同設置や賀茂地域教育振興センターが始まった当初、各町間で共同設置の指導主事に対して期待する業務に不一致があり、指導主事の業務について整理が行われました。その結果、賀茂地域教育振興センターに勤務していることもあり、一般的な指導主事であれば従事することも多い、各町教育委員会における行政事務はほぼ行わず、概ね学校教育におけ

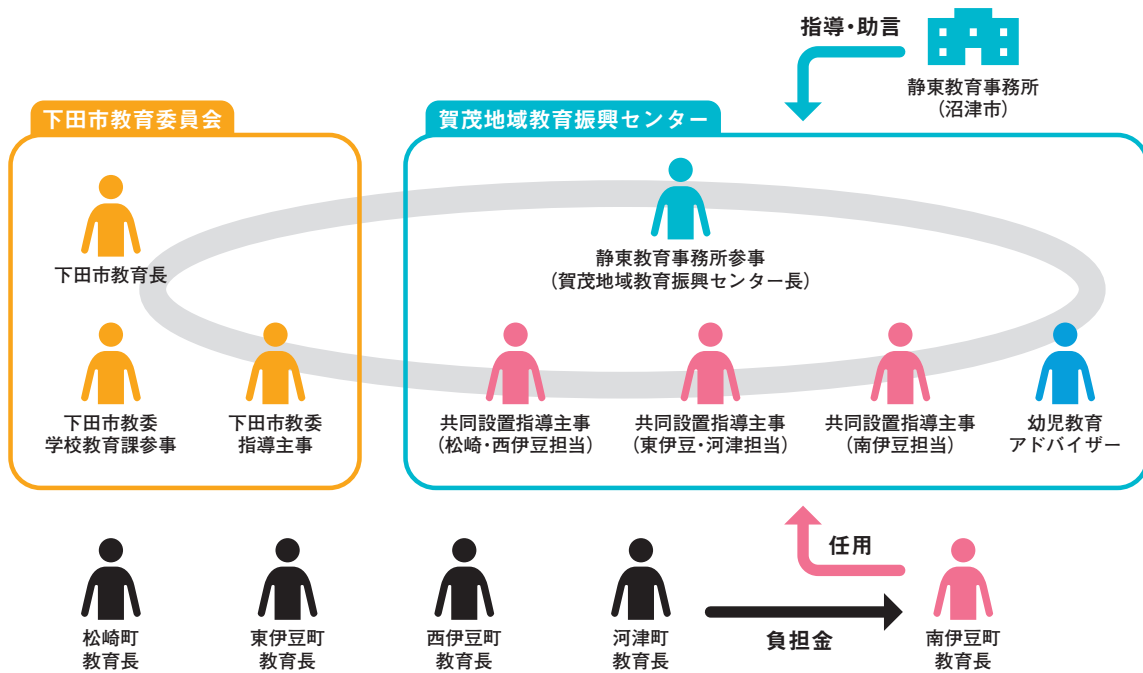
る専門的な指導業務に専念することで、各町、円滑な運営がなされています。

指導主事はそれぞれ担当する町の教育委員会と密接に連携し、各町の学校訪問等においても、各町の教育長と直接連絡相談を行いながら進めています。

▶ 下田市教育委員会の指導主事の関わり

単独設置されている下田市教育委員会の指導主事は、下田市庁舎に常駐しているものの、賀茂地域教育振興センターと日常的に連携しているほか、月に1回賀茂地区指導主事連絡協議会を開催し、下田市教育委員会の指導主事と5町共同設置の指導主事の間で、実施した各市町の研修会や、各地域の学校・教職員に関する情報交換を行っており、両者の指導業務のさらなる質の向上に寄与しています。

■ 賀茂地域広域連携関係者図



共同設置指導主事研修会の様子



幼児教育アドバイザーによる小学校訪問の様子



賀茂地域教育振興センター長

土屋 一巳

- ・静岡県静東教育事務所参事も併任。
- ・賀茂地域教育振興センターで勤務
(教育事務所の方針や施策を賀茂地域教育振興センターと共有)。
- ・平成29年度～令和元年度に共同設置の指導主事として勤務。

▶ **共同設置の指導主事とはどのような関係ですか？**

私は賀茂地域教育振興センターのセンター長ですが、静岡県による任用なので、共同設置されている3人の指導主事とは、法令上、服務監督をする関係にはありません。しかし、日常的に一緒に仕事をしているので、相談を受けたり、助言したりしています。一方で、指導主事の任命権者にあたる南伊豆町の教育長や事務局長にも指導主事のことについて、よく相談しています。

▶ **共同設置の指導主事と、どのような業務を行っていますか？**

賀茂地区全体を対象とした合同研修会（初任研等）はセンター皆で企画運営を行っているほか、各町ごとの研修会（生徒指導研修会・研修主任研修会等）もそれぞれの指導主事で実施しています。また、指導主事はそれぞれ各担当町の学校訪問も行い、授業や生徒指導等に関する学校支援を行っています。

▶ **単独設置の下田市の指導主事とはどう連携していますか？**

相談したいことがあればすぐに連絡しています。また、共同設置の指導主事と下田市の指導主事が月に一回センターへ集まっており、そこで、各市町で実施した研修会の具体的な内容や各学校の授業の様子等の情報交換を行っています。



賀茂地域幼児教育アドバイザー

土屋 幸子

- ・元下田市立下田幼稚園園長。
- ・平成29年度から、静岡県任用の賀茂地域担当幼児教育アドバイザーとして2年間勤務。
- ・その後、1市5町共同設置の幼児教育アドバイザーとして勤務。

▶ 共同設置となったことで、どのような意識の変化、仕事を行ううえでの利点がありましたか？

共同設置による任用となり、それぞれの市町のアドバイザーであることで、より主体的な活動が多くなりました。賀茂地域のそれぞれの園や、その先生方の良さや強みを引き出せるように、先生方の主体的な学びにつながる自分なりの助言、支援をするようになりました。また、賀茂地域教育振興センターを拠点に活動することで、指導主事と連携して仕事できています。例えば、指導主事と一緒に小学校を訪問することで、幼小連携についての多角的な支援につながっています。

▶ 1市5町の幼児教育アドバイザーとして働くことで、どのような効果がありますか？

単純に賀茂地域全体で市町を越えての幼稚園同士の研修や意見交換の場が広がっただけではなく、さらに保育所等からの参加や私立園からの参加も増えました。研修に参加する風土が賀茂地域全体に浸透しているのを感じます。この背景には、教育振興センターの指導主事が各地域で研修についての広報をしてくださり、チームとして活動できたことが大きな要因としてあるように感じます。

5 取組の効果

▶ 教職員からの評価

賀茂地域教育振興センターと指導主事の共同設置について、下表のとおり、賀茂地域の小中学校教職員は「自校の教育活動の活性化につながった」「教員個々の研修意欲の向上に繋がった」ということに、ほぼ全員が肯定的であり、指導主事は著しく高い評価を受けています。

また、指導主事が各町担当として挙げている効果として、

- ・学校から近いところにいる指導主事として、教育委員会や学校等の授業改善、生徒指導等への積極的な関わりができた。
- ・各種研修会、要請訪問等を通して、授業改善に対する意識の高揚が図られた。

・要請訪問等を通して、県の施策、学習指導要領実施に向けてのポイント等を周知することができた。

・市町、教育委員会間の情報交換が密になり連携が進んだ。

といったことなどがあります。

▶ 幼児教育アドバイザーの共同設置による効果

幼児教育アドバイザーについては、県による任用から1市5町の共同設置となったことで、主体的に賀茂地域それぞれの園に対して指導・助言等を行うようになりました。また、アドバイザーが賀茂地域における幼児教育のハブとしての役割を担うことで、単に公立幼稚園だけではなく、私立も含めた幼

稚園・保育所・認定こども園の施設種の違いを越えて、訪問の要請が増え、各園の教員・保育士等の間で連携ができたことで、域内全体の幼児教育の質の向上につながりました。

公開保育や研修を行う際、同じ賀茂地域教育振興センターに勤める指導主事が各担当地域の園に対して研修についての広報を行うほか、幼小連携に向けた小学校への学校訪問では、指導主事が同行するなど、センター内での効果的な連携につながっています。

▶ 未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版の開催

令和2年度から賀茂地域の中学生を対象として、

参加希望者30名程度を募り、2日間程度のふるさとに関する特別授業（Dream 授業）を実施しています。Dream 授業は、賀茂地域で活躍する講師等による講義やフィールドワークを行い、生徒が自分や地域の将来について考え、また、生徒同士のグループワークにより、互いに刺激し合える仲間を、市町を越えて地域内につくすることも目的としています。

本 Dream 授業についても、県教育委員会と賀茂地域教育振興センター、下田市教育委員会とが連携して開催しており、賀茂地域内のふるさと教育振興の一助となっています。

共同設置指導主事による賀茂地区小中学校訪問の振り返りより（平成29年12月）

	とても そう思う	ある程度 そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
自校の教育活動の 活性化につながった	89.7%	10.3%	0%	0%
自校が抱える課題解決の きっかけとなった	79.3%	20.7%	0%	0%
今後の自校の取り組むべき 課題が明確になった	82.8%	16.2%	0%	0%
教員個々の研修意欲の 向上に繋がった	89.7%	10.3%	0%	0%

長野県 1 市 2 村による教育事務の共同処理

～学校事務職員を中心に据えた学校における働き方改革～

(長野県塩尻市・山形村・朝日村)

令和2年12月に塩尻市は近隣2村の教育委員会と共に、塩筑南部教育事務支援室を設置しました。管内の学校事務職員、各教育委員会による学校事務の改善に関する研究活動等を行うことで、事務処理の効率化や業務内容の連携を進めることにより、小規模自治体の教育行政の充実を図っています。

1 市 2 村の基礎データ(令和5年5月1日現在)

	人口 (人)	義務教育学校数 (校)	小学校数 (校)	小学校、前期児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校、後期生徒数 (人)
塩尻市	65,809	1	8	3,127	4	1,537
山形村	8,524		1	455		
朝日村	4,326		1	197		

1 取組の背景

▶ 塩筑南部教育事務支援室の設置

塩尻市では、文部科学省から先行事例として紹介されている、平成25年度に開始した給食費の公会計化といった学校運営に係る内容の業務に対し、プロジェクトベースで教育委員会と学校事務職員が協力して取り組んだことをきっかけとして、教育委員会と学校事務職員の距離が近く、互いに相談しやすい風土が形成されていました。

その中で、教育委員会では、平成29年の勤務実態調査の結果を踏まえ、本格的に学校における働き方改革を進めるにあたり、学校事務職員の事務改善を

重視しており、学校事務職員としても教育委員会の協力があれば、事務改善をより積極的に進めることができると考えていました。

このようにお互いが共通の目的意識を持っていることにより、教育委員会と学校事務職員間の勉強会組織による共同研究が開始され、令和元年5月には近隣の山形村と朝日村の学校事務職員も含め、教育事務協議会が設置されました。その後、学校間連携に関する協定書を締結することで、令和2年12月に塩筑南部教育事務支援室が設置されました。

2 取組概要

▶ 組織編制

塩筑南部教育事務支援室は、塩尻市立塩尻西小学校を拠点校として、校舎4階に設置されています。支援室は、統括としての校長、室長と副室長(いずれも学校事務職員)、それぞれの教育委員会管内の

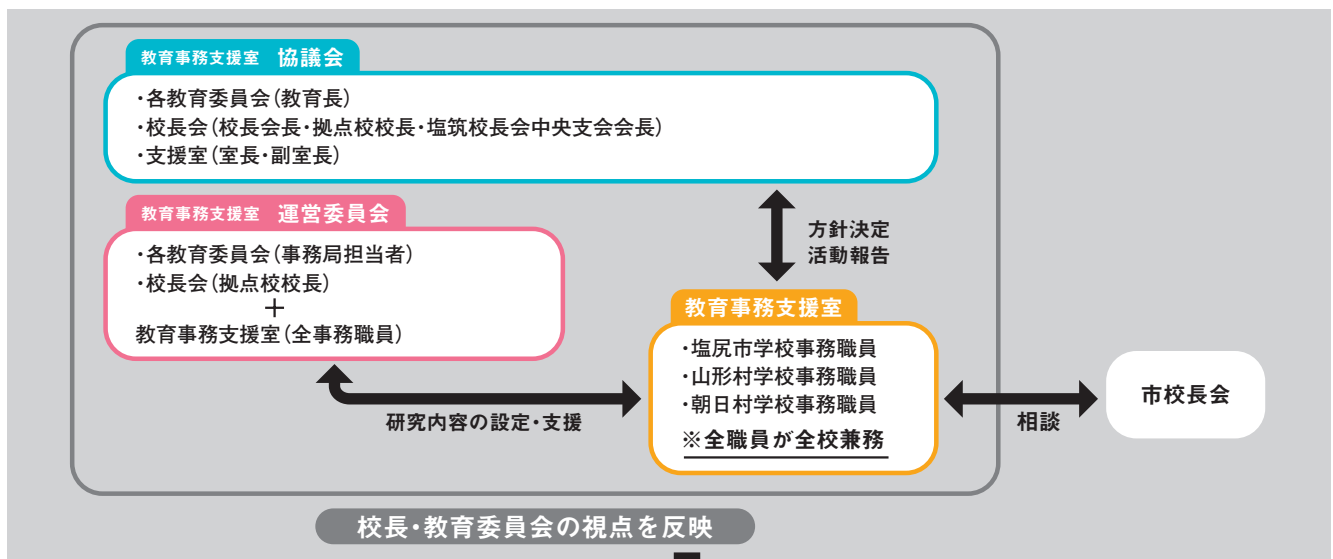
学校事務職員で構成されており、全職員が元々の勤務校と管内全校の兼務発令になっています。拠点校では、副室長と学校事務職員1名が勤務しており、副室長が支援室の実務業務を、学校事務職員が学校業務を担当しています。通常はそれぞれの所属で勤

務を行っており、月1回程度支援室に参集し、事務改善についての研究活動や研修業務を行い、所属での活動に還元することが可能となっています。研究活動については、現時点では財務・学校徴収金・校務支援システム等をテーマとして取り組んでいます。

また支援室には、各教育委員会の教育長と校長会、支援室の室長・副室長で構成された協議会および、各教育委員会事務局の担当、支援室の学校事務

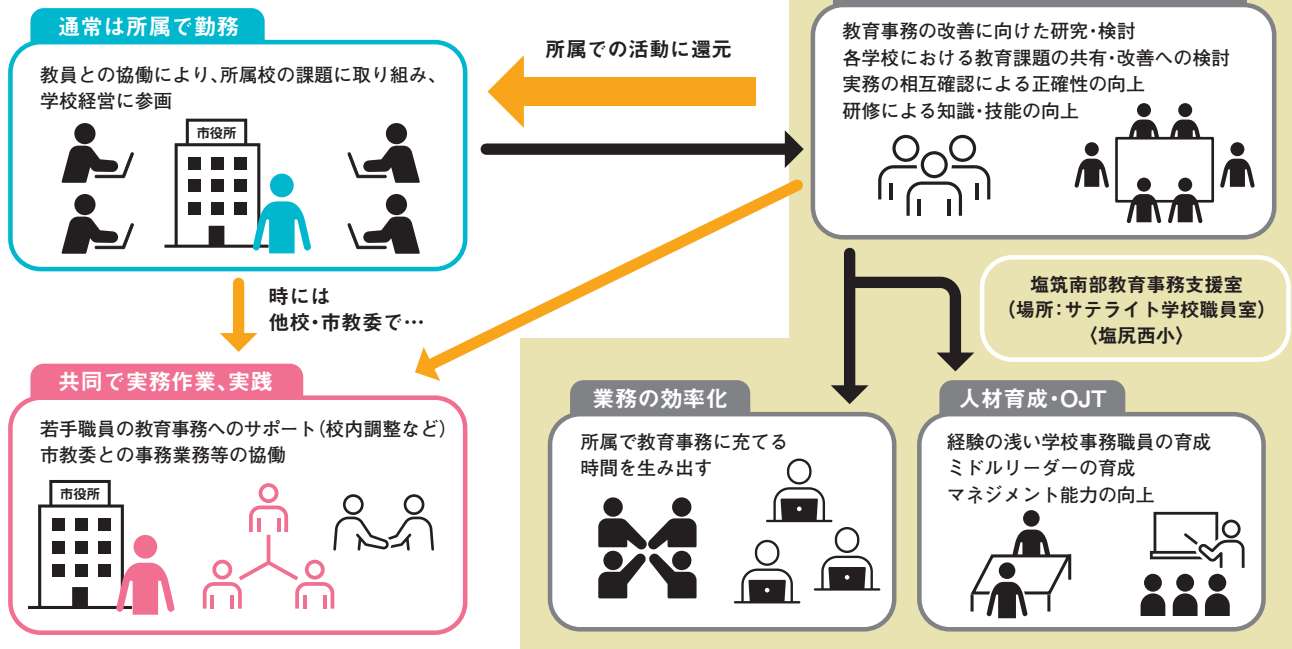
職員、拠点校校長で構成された運営委員会を設置しています。年度当初に協議会の意見を踏まえた上で、支援室の経営計画を策定しています。運営委員会については、年5回程度実施し、各研究活動状況の報告・共有や実施可能な内容へのブラッシュアップを行っています。運営委員会と協議会の設置によりPDCAを仕組み化することで、より効果的な業務実施が促進されています。

■ 塩筑南部教育事務支援室の組織編制



■ 塩筑南部教育事務支援室の業務内容

業務の形態





運営委員会の実施の様子



グループ毎の研究活動の様子

3 Interview



塩尻市教育委員会教育総務課
課長補佐兼学校支援係長

小松 義宏

- ・令和4年度より現職。
- ・教育委員会での業務の他に市の財務部門で予算編成や執行審査に関する業務に携わったこともあり、現在は学校事務の改善に取り組んでいる。

▶ **教育委員会からの視点で、学校事務職員との距離が近い理由はどのようなものですか？**

平成25年から開始した給食費の公会計化を、学校事務職員の方と相談しながら実現できたことが、垣根が無くなった大きなきっかけだと考えています。現在も学校事務職員の方々とは、日頃から支援室での研究活動や、業務改善に関係するやり取りを行っているため、お互いが気軽に相談しやすい雰囲気が構築されています。

▶ **学校事務職員に今後担ってもらいたいことはどのようなことですか？**

教育委員会として、学校の働き方改革のキーパーソンは学校事務職員だと考えており、教員の業務を学校事務職員がサポートしていく必要があります。例えば塩尻市では、学年会計の処理は全ての学校で学校事務職員の業務となっていますが、他の教育委員会では、教員が対応している話も聞いています。ただし、学校事務職員の業務が増大しないよう、外部委託の検討や、学校事務職員の仕事の精選と業務効率化等を同時に進めていくことが重要だと考えています。



塩筑南部教育事務支援室長
(塩尻市立広陵中学校副参事)

吉江 栄美

- ・令和3年度より現職。
- ・室長として、教育環境整備のため、教育委員会や校長会と連携し、教職員の業務負担軽減や連携による学校事務職員の能力向上に取り組んでいる。

▶教育委員会と学校事務職員の連携が進むこととなった契機はどのようなものですか？

プロジェクトを共同で進めていく中で、教育委員会と学校事務職員が互いに協力し、一緒に経験をしていくことで関係構築が進んでいきました。また前段として予算の執行については、学校事務職員と教育委員会が日常的にやり取りを行っていたので、教員の方よりも教育委員会との距離が近いという背景も存在していました。

▶支援室の体制で特徴的だと考える点はどのようなものですか？

協議会のメンバーに教育長が加わっていて、運営計画策定の際に意見をいただく仕組みができています。実際に教育長本人から支援室に何を求めているかをお話いただけることで、教育委員会の担当や学校事務職員のミクロな目線だけでなく、トップから見たマクロな視点からも運営計画を作成することが可能となり、教育委員会と学校双方にとって効果的な事務改善の研究とその実現に向けた役割分担が明確になっています。



塩筑南部教育事務支援室副室長
(塩尻市立塩尻西小学校主査)

丸山 広次

- ・令和4年度より現職。
- ・副室長として、運営委員会や実務研究部会等の計画、運営や、各校への業務サポート等を担当している。

▶学校事務職員からの視点で教育委員会との距離が近い理由はどのようなものですか？

プロジェクトを共同で進めていく中で、信頼関係が構築できたと考えています。その後も、支援室が始まる前の研究部会に教育委員会の担当者が参加してくれていて、顔の見える関係ができていますので、学校事務職員からも相談がしやすいと感じています。事務改善を双方が連携しながら着実に進めることができていると考えていますし、学校事務職員の日々のモチベーションの向上にもつながっています。

▶学校事務職員にとって教育委員会と協力することの利点を感じるのとはどのような時か？

事務改善を行う際に、市の規則改正等が伴う内容や専門的な内容のため外部委託を実施したい等、学校事務職員だけの権限だと実施が困難になる場合があります。その際に教育委員会からのサポートがあることで、実現可能性がより高まっていくと考えています。

4 取組の効果

▶ 卒業証書の共同調達

卒業証書の準備については、従来各学校ごとに証書を購入し、氏名等については揮毫していましたが、令和5年度より、氏名等を全て印刷したものを共同調達することとしました。元々は1つの学校で全て印字していたものを調達する取組を行っていましたが、支援室の研究活動を踏まえ、全校での共同調達を行うこととなりました。従来の業務手順に疑問を持ち、改善策のアイデアを持つ学校事務職員もいるので、支援室での研究活動によって各学校にアイデアが共有され、教育委員会が予算確保を行い、学校と教育委員会が共に課題を解決することが促進されています。また、学校事務職員が自ら業務改善を提案することは、自身の資質・能力や、日々の業務に対するモチベーションの向上に繋がっています。

▶ 学校徴収金の運用改善

学校徴収金の集金方法について、口座振替払いで対応している学校が大半となっていました。一部現金で徴収している学校があったため、研究部会にてノウハウの共有、移行へのサポートを行うことで、該当校では、令和6年度より口座振替払いでの対応が可能となりました。また各学校が公費と保護

者負担で払うものの仕分けを、どのようにルール化しているか比較分析し整理することで、最終的にはどの学校でも同程度の予算感に平準化できるように取り組んでいます。支援室を通して、各教育委員会の連携が進むことで、教育委員会毎の固有の課題の解決への糸口が見つかることや、自身の教育委員会では当たり前だったことについても改善できるのではないかと意識が働き、業務改善に繋げることができています。

▶ 校務支援システムの情報の一元化

児童生徒に関する名簿については、様々な用途ごとに作成されており、作成や確認の手間等で教員及び学校事務職員の負担が発生しているため、県で調達した校務支援システムに名簿情報を一元化する作業を行っています。支援室の研究部会で名簿に記載すべき情報に関する指針を作成し、市教育委員会では事業者へ外部委託を行い、データ入力作業等の負担感を軽減することで、学校事務職員の負担を増やすことなく作業の負担軽減を行っています。名簿の運用についても教育委員会が学校事務職員のシステムへの閲覧制限を適切化することで、学校事務職員が対応可能となり、教員の作業負担が軽減されています。

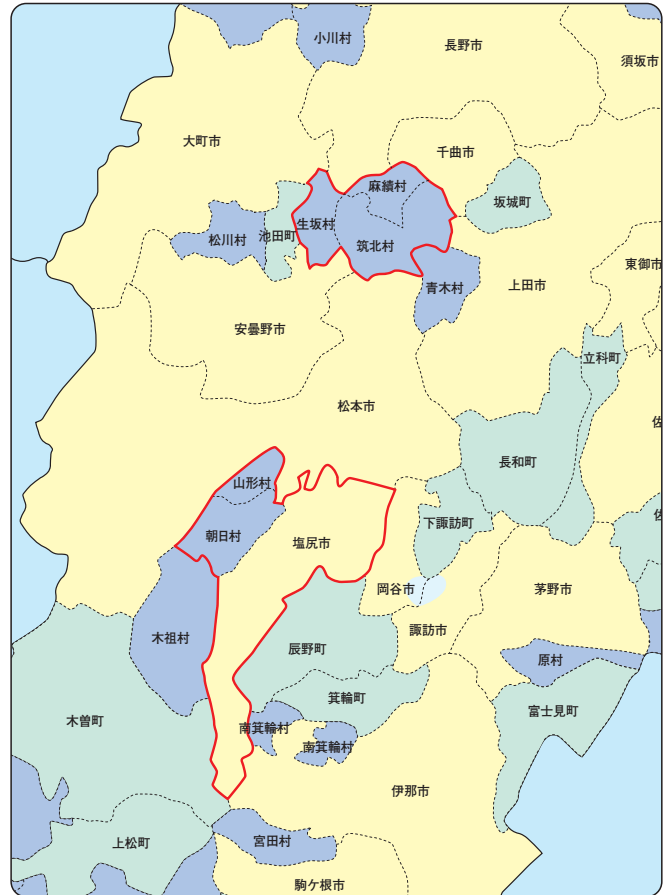
5 今後の方向性

▶ オンライン環境を利用した更なる連携促進

歴史的に、塩尻市周辺は、山形村及び朝日村に加え、生坂村、筑北村、麻績村の3村からなる東筑摩郡を含めた1市5村が、塩筑地区という一体の地域となっていました。近隣の市町村合併の影響で、現在、東筑摩郡の3村とは地続きになっておらず、距離も遠いため、共同での研究活動や情報共有を行うことが困難となっています。

塩筑南部教育事務支援室の設置もあり、塩尻市、山形村及び朝日村の塩尻・中央ブロックの連携は着実に推進されていますが、3村からなる北部ブロックも含めた連携を促進するため、令和5年度に塩筑南部教育事務支援室を核として、1市5村の管内全ての教育委員会の担当者及び学校事務職員がオンライン上でグループ化し、オンライン会議システム等を用いて常時連携できる体制を構築しました。今後は塩筑南部教育事務支援室の研究活動に北部ブロックの学校事務職員も参画することを推進し、より多様な意見や知見を共有した上で、事務改善の取組を進めていきます。

■ 1市5村の地図





【作成】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

「令和の日本型学校教育」を推進する
地方教育行政の充実に向けて」は
こちらから▶

